

逗子市都市公園有料公園施設指定管理者募集要項 業務の基準

令和7年5月

逗子市

内容

I	基本方針	- 1 -
1	都市公園有料公園施設について	- 1 -
2	有料公園施設に求められる役割	- 1 -
II	施設の管理運営に係る基本事項	- 2 -
III	施設運営	- 2 -
1	第一運動公園（水泳プールを除く。）、池子の森自然公園	- 2 -
2	第一運動公園プール、小坪飯島公園プール	- 4 -
IV	施設管理	- 5 -
1	共通	- 5 -
2	第一運動公園	- 7 -
3	池子の森自然公園	- 7 -
4	第一運動公園プール、小坪飯島公園プール	- 9 -
V	広報活動	- 10 -
1	ホームページの管理及び活用	- 10 -
2	SNS等の活用	- 10 -
3	印刷物等の作成と活用	- 10 -
4	広報ずしへの掲載と活用	- 10 -
VI	自主スポーツ事業	- 10 -
1	スポーツ教室	- 10 -
2	未病センター、総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」との連携	- 11 -
3	逗子市スポーツの祭典に関する取組み	- 11 -
4	留意事項	- 11 -
VII	計画及び報告等	- 11 -
1	日報の作成	- 11 -
2	事業計画書及び収支予算書の作成	- 11 -
3	事業報告書の作成	- 11 -
VIII	業務評価	- 12 -
1	自己評価	- 12 -
2	モニタリング	- 12 -
IX	組織及び人員配置	- 12 -
1	組織体制の構築	- 12 -
2	職員への教育	- 12 -
3	有資格者等の選任及び配置	- 13 -
X	その他	- 13 -
1	関係法令の順守	- 13 -

2	守秘義務	- 14 -
3	文書の管理及び保存等	- 14 -
4	防火、防災等について	- 14 -
5	環境への配慮	- 14 -
6	障がい者の雇用促進及び就労支援.....	- 14 -
7	業務の委託	- 14 -
8	保険及び損害賠償の取り扱い.....	- 14 -
9	業務の基準にない事項について	- 14 -

I 基本方針

1 都市公園有料公園施設について

市の都市公園の有料公園施設は、「第一運動公園」「小坪飯島公園」「池子の森自然公園」の3つの公園内に設置された運動施設等である。

屋外の運動施設は、屋内の施設には無い開放感や、木々の緑や海からの潮風等逗子ならではの自然の豊かさを感じながらスポーツを楽しむ喜びを与えてくれる一方で、雨風や塩害、気象条件の変化等に常にさらされるため、運営への支障や施設の破損が起きやすく、劣化も早く進むという環境下にある。

ア 第一運動公園

有料公園施設として、テニスコート、野球場、弓道場、水泳プール、駐車場、大型自動車用駐車場がある。市のほぼ中心に位置し、市内だけでなく市外の利用者も多い施設である。公園内にはほかにも広場や散策路等があり、市立体育館と体験学習施設スマイルも隣接しており、多世代が行き交う場所でもある。公園の一部又は全部を使ったイベント（防災訓練等）も開催される。

開園から40年以上が経過し、一部の有料公園施設は経年劣化が著しく、注意して管理する必要がある。また、平成25年度に開設した水泳プールについても、水に係る施設であることから劣化や腐食等が起こりやすい環境にある。

イ 小坪飯島公園

有料公園施設として、水泳プールがある。鎌倉との市境に近い、海に面した公園で、特に小坪地区の市民に多く利用されている。平成25年度に開設した新しい施設であるが、海と山に隣接することから、塩害や強風等による施設の破損や利用者への影響に注意が必要となっている。また、鎌倉の海を一望できるロケーションの良さを活用することも考えられる。

ウ 池子の森自然公園

平成27年2月に在日米海軍との共同使用地内に開設された公園で、有料公園施設として、400メートルトラック、テニスコート、野球場（大）、野球場（小）、駐車場がある。

管理運営は、在日米海軍との調整が常に求められ、市の関係所管部課と連携し連絡を密にしながら、十分な配慮をもって臨む必要がある。また、市と在日米海軍の親善の最前線でもあり、隣接する池子住宅地区（池子ヒルズ）の住民も施設を多く利用することから、言語や文化の違いを感じさせない、親切で温かみのある対応ができる体制を整えておく必要がある。

2 有料公園施設に求められる役割

指定管理者は、利用者が安全かつ快適に有料公園施設を利用し、スポーツを楽しむことができるよう、専門性や技術力、ホスピタリティとサービス精神をもって、管理運営に臨むこと。

有料公園施設で行えるスポーツが多種あることや、屋外であること等の利点を活かし、市のスポーツ推進の基本となる「逗子市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）」に示

された基本目標「健康づくり」「場づくり」「交流づくり」「基盤づくり」を念頭に、市民がスポーツに何を求めているか、市民がスポーツに新たに取り組むには何が必要かを明確にした上で、その要素を取り入れた自主スポーツ事業を検討し、実施すること。また、社会的課題への対応として、計画に謳われている高齢者や子どものスポーツ推進だけでなく、子育て中の方、障がいのある方、様々な立場の方がスポーツに取り組むことができるように、管理運営のあり方を検討し実践すること。

指定管理者制度は、行政の業務の一部を代行するものであり、従来の委託とは異なる。計画とその上位計画、関係法令、最新のスポーツを取り巻く環境と期待を十分理解した上で、それに基づいて業務を実施すること。

市の計画は、市が策定し実施するものであるが、有料公園施設の指定管理者は、市とともにこれらの計画の実施と目標の達成を担うという前提に立って、具体的な目標値を管理運営計画の目標値と合わせ、連携させて設定する等、計画の実現に貢献すること。

II 施設の管理運営に係る基本事項

指定管理者は、逗子市都市公園有料公園施設管理等要領（以下「要領」という。）を作成し、管理運営を行うこと。なお、作成に当たっては、市と十分協議の上行い、その承認を受けること。

池子の森自然公園の管理運営に当たっては、FAC3087 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による在日米軍施設・区域の共同使用に関する協定書及び FAC3087 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による共同使用公園の管理運営のための覚書（以下「FAC3087 覚書」という。）に基づき行うものとする。なお FAC3087 覚書については、必要に応じて、内容の更新及び運用の仕方を変更する場合がある。

III 施設運営

利用者が円滑に施設を利用できるように、施設利用に関する相談や質問には丁寧かつ的確に対応できるようにすること。

また、施設の効率的かつ効果的な運営を行うために、施設ごとの利用状況（利用人数のほか、分析に有用と思われるもの）については適時調査を行い、統計データを作成し、その結果について分析して施設運営に活かすこと。空き時間が多い場合は、運営の仕方を工夫して有効利用するように努めること。

1 第一運動公園（水泳プールを除く。）、池子の森自然公園

ア 休場日

保守点検等施設の安全性を確保するために必要な場合や利用状況等を考慮して、市の承認を得て、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休場することができる。その場合、周知等を十分に行うこと。必要な場合には休場日に開館することができる。

- a 毎週月曜日（休日を除く。）
- b 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）

また、日米地位協定に基づく合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族並びにその招待者（以下「日米地位協定対象者等」という。）は、休場日であっても入場できる。

イ 開場時間等（条例第6条）

- a 第一運動公園
 - テニスコート、野球場、弓道場

開場時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、野球場及び弓道場は4月1日から8月31日までの土曜日・日曜日・休日は午前8時から午後6時まで、テニスコートは5月15日から8月15日までの間は午前9時から午後7時までの開場時間とする。

野球場の冬季の利用時間については、別途定めるものとする。

- 駐車場

午前7時30分から午後9時15分までとする。

- 大型自動車用駐車場

午前8時30分から午後9時15分までとする。ただし、4月1日から8月31日までの土曜日・日曜日・休日は午前7時45分から午後9時15分までとする。

b 池子の森自然公園

開場時間は、午前9時から午後9時までとする。

ただし、400メートルトラックの個人使用は午前9時から日没までとする。

また、日米地位協定対象者等は、閉場時間中であっても入場できるが、照明設備の使用は不可とする。

ウ 利用料金等（条例第6条、第23条）

- a 利用者の支払う利用料金は、指定管理者の収入とする。
- b 利用料金は、条例に定める範囲内で、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が定める。施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、割引料金等を設定することができる。（「逗子市施設予約システム」等の対応が難しいものもある。）
- c 指定管理者は逗子市都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、利用料金を減免することができる。
- d 利用料金は、特別な場合を除き前納とします。徴収方法については、利用者の利便性を考慮して定め、周知すること。
- e 駐車場の利用料金は後納とする。
- f 徴収した利用料金については、出納管理簿を作成し管理すること。
- g 池子の森自然公園について、日米地位協定対象者等には、利用料金はかからない。

エ 施設の貸出業務（受付、予約）

- a 受付窓口は、第一運動公園については市立体育館、池子の森自然公園については市立体育館及び池子の森自然公園公園管理事務所とする。
 - b 受付の主な業務は、団体利用と個人利用の受付のほか、利用料金徴収や予約システム登録手続き、用具貸出しの管理も含む
 - c 「逗子市施設予約システム」を使用して、施設の利用申請を受け付け、利用を許可すること。利用申請があった場合は、速やかに対応すること。
 - d 第一運動公園について、市及び教育委員会の事業に係る優先予約手続きを行うこと。
 - e 池子の森自然公園について、在日米海軍、市及び教育委員会の事業に係る優先予約手続きを行うこと。手続きに当たっては、関係者と協議を十分に行った上で、調整すること。
- なお、400メートルトラックの調整に当たっては、1か月のうちの土曜、日曜、

休日の2分の1程度について優先予約の利用を抑え、1週間のうちの平日以外の日中の半日以上の間を個人利用に充てるようにすること。

- f 受付時間は、原則として開場時間と同じとし、受付には常時1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制とすること。
- g 受付業務の際は、礼儀正しく丁寧で好感の持てる対応をすること。また、そのための研修も行うこと。
- h 利用者や利用を検討している人に対して、施設や設備等を利用しスポーツ活動を行う上で、必要な助言等を行うこと。
- i 用具等の貸出しをすること。有料で用具の貸出しを行う場合は、事前に市の承認を受けること。
- j 各種利用のための書類及び利用者に対する利用の手引き等を作成すること。

オ 池子の森自然公園の運営における留意点

- a 400 メートルトラックは調整池であり、多量の雨水流入時には冠水し利用できなくなる場合があるため、利用者に周知するとともに、冠水を想定した運用及び冠水後の復旧作業の発生に留意し、運営を行うこと。
- b 400 メートルトラックの利用種目は、FAC3087 覚書に基づき、トラックは陸上競技のみとし、フィールド内は陸上競技、サッカー、ラグビー、フットボール等に限る。
- c テニスコートの利用種目は、FAC3087 覚書に基づき、硬式テニス及び軟式テニスに限る。また、テニスコートの利用区分は、第3面を日米地位協定対象者等の専用とする。

2 第一運動公園プール、小坪飯島公園プール

ア 開場期間及び時間

7月中旬から8月31日までの午前8時30分から午後5時30分までとする。夏の暑さによる気温やWBGT（暑さ指数）を考慮し、開場時間を臨時に変更する等の暑さ対策や熱中症対策を検討すること。そのほか保守点検等、施設の安全性を確保するために必要な場合や利用状況等を考慮し、市長の承認を得て、休場日及び開場時間を臨時に変更し、又は臨時に休場することができる。その場合、周知等を十分に行うこと。また、必要な場合には休場日に開場することができる。

水温及び天候による開場中止の判断は、水温22℃未満、気温23℃未満を原則とし、市と指定管理者との協議の上決定する。

イ 利用料金等（条例第6条、第23条）

- a 利用者の支払う利用料金は、指定管理者の収入とする。
- b 利用料金は、条例に定める範囲内で、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が定める。施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、割引料金等を設定することができる。
- c 指定管理者は規則の定めるところにより、利用料金を減免することができる。
- d 利用料金は、特別な場合を除き前納とする。徴収方法については、利用者の利便性を考慮して定め、周知すること。
- e 徴収した利用料金については、出納管理簿を作成し管理すること。

- f 各共済組合との利用助成券の取扱いについては、契約を締結し、各種別、各施設で仕訳し集計の上、共済組合への請求を行うこと。

ウ 受付及び監視業務

- a 受付業務は、利用者からの利用料金の徴収、利用方法の説明、拾得物の管理及び処理、場内放送等を行うものとする。
- b 利用料金の減免に係る本人確認を行うものとする。
- c 監視業務は、利用者の安全と快適な利用を維持するため、水泳プール施設内全てについて監視を行うものとする。なお、監視業務に当たっては、マニュアルを作成して行うこと。
- d 利用者が負傷したり溺れたりした場合は、直ちに安全を確保し、応急処置を行うとともに、状況に応じて救急への通報等の対応をすること。
- e 利用者が酒気を帯びている場合は、直ちに退出させること。また、酒類を持ち込んだ者、持ち込もうとする者も同様とする。
- f 利用者が体調不良等、水泳に適さないと判断した場合は、利用者に説明をし、休養や退場等を促すこと。
- g その他必要に応じて市と協議し、迅速かつ円滑で安全な運営を行うこと。

エ 施設の効率的かつ効果的な運営について

開設期間以外のプールの有効利用について、検討すること。

IV 施設管理

1 共通

ア 施設等の保守管理業務

施設については、安全で快適な利用が常にできる状態と美観を保ち、指定管理開始時の性能を維持すること。

保守管理については、法令に従って、日常点検等を適時行うとともに計画的に実施すること。点検の結果、不具合等が見つかった場合は、速やかに対処方法を検討して対応すること。

付属施設等についても同様とする。

イ 備品等の保守管理業務

a 備品の保守管理

指定管理者は、利用者の使用に支障をきたさないよう、常に備品の手入れと管理を行うこと。管理上の瑕疵により備品の修繕が生じた場合は、指定管理者の責により修繕を行うこと。

指定管理者が指定管理料で購入する備品は、市の備品とする。

b 備品管理台帳

指定管理者は、逗子市財務規則に沿って備品を管理すること。管理に当たっては、備品管理台帳を整備し、更新記録、修繕履歴等明確に管理し、1年に一度は管理台帳と備品の所在確認等突合をし、その結果を市に報告すること。

c 事務備品

施設の運営に支障をきたさないよう、事務備品の管理を行うこと。破損、不具

合等が見つかった場合は、速やかに市に報告すること。

d 消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理を行うこと。

ウ 保安警備業務

a 日中業務

管理運営業務の中で実施すること。事故、事件等の発生を未然に防ぎ、施設内の秩序と安全を維持するように、敷地内の全体の定期的な巡回や防犯カメラにより常時監視をする等して、不穏な行動や不審者、不審物に対しては適切かつ適法な対応処理を行うこと。

b 夜間及び休場日等業務

第一運動公園プール、小坪飯島公園プール及び池子の森自然公園公園管理事務所については、夜間及び休場日等、施設の一部又は全部が使用されていない場合や無人になる場合の警備については、警備会社による機械警備とし、委託料は指定管理者が負担するものとする。

c 鍵の管理

鍵の管理、施錠の確認等、開閉場に当たっての管理は、十分に注意して行うこと。

d 池子の森自然公園防犯カメラ

防犯カメラの管理及び運用に当たっては「池子の森自然公園防犯カメラ設置要領」に基づき行うものとする。

エ 清掃業務

a 清掃

施設的环境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行うこと。日常清掃、定期清掃を組み合わせ、ごみ、ほこり、汚れ等が無い清潔な状態を維持すること。

b その他

業務を行う時間や頻度等は、利用者の妨げとならないように注意すること。やむを得ず作業を行う時には、服装や身だしなみに十分に留意した上で、最小限の作業に止める等、利用者に配慮すること。

オ 衛生管理業務

不特定多数の出入りする公共施設として、日常の衛生管理を徹底すること。

特に、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）等の感染やその拡大を防ぐようマニュアルを整備し、必要な消毒薬等を常備すること。

カ 施設保全業務

a 施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めること。また、施設や設備等の不具合等が見つかった場合は、速やかに市に報告すること。

b 将来的に修繕等が必要になる箇所については、次年度の修繕・工事計画策定の資料とするため速やかに市に報告すること。点検等で修繕等を要する結果が出た場合も同様とする。

- c 指定管理者及び利用者の責めに帰さない修繕の経費は、市が負担するものとする。ただし、1 件 100 万円未満の修繕費については、指定管理者が負担するものとする。

キ 行政財産目的外使用

自動販売機、売店等を設置する場合は、市長に対し行政財産使用許可申請書を提出し、許可を受けること。

- a 自動販売機
設置費用は、指定管理者が負担するものとする。なお、池子の森自然公園に自動販売機を設置する場合は、在日米海軍の統制を受けるものとする。
- b 売店等
必要になる設備等の設置費用は、指定管理者が負担するものとする。営業については、指定管理者からの提案を基に、市と協議の上決定する。

ク 留意事項

敷地内の喫煙については、法令及び市の方針に従い対応してください。

2 第一運動公園

ア テニスコート、弓道場

芝の刈り込みについて、適宜行うこと。

イ 野球場

外野部分については、芝の刈り込み、エアレーション、転圧、ブラッシング、施肥、目土、砂掛け、散水等を適宜行うこと。内野部分については、整地（ブラッシング等）、転圧、表面処理（化粧砂及び塩化カルシウム散布等）、散水等を適宜行うこと。

ウ 駐車場

- a 駐車券発券機、料金精算機、ゲートバー及び付帯整備については、保守点検等を行い、指定管理開始時の性能を維持すること。
- b 利用者からの問合せは 24 時間 365 日対応可能とし、問合せ内容に応じた迅速かつ適切な対応をすること。
- c 設備の運営状況について監視（機械監視を含む。）を行い、釣銭不足等のトラブルに対しては、保守担当員を現場へ急行させる等、迅速かつ的確な対応をすること。
- d 設備への不具合が発生した場合は、速やかに点検、修理を行い、発注者に報告すること。
- e 事故等が発生した場合は、二次災害防止のための措置を講じ、被害者の救助に当たるとともに関係機関、発注者に連絡し、後日報告書を提出すること。
- f 必要に応じて、場内整理及び清掃を行うとともに、不法投棄、不審物発見時は、速やかに関係機関、発注者に連絡し、後日報告書を提出すること。

3 池子の森自然公園

ア 400 メートルトラック

- a 法面の芝は良好な状態を維持すること。芝の長さは 3.9cm から 7.6cm の間に保ち、概ね 3 月から 11 月までの間は、毎週芝刈りを行うこと。
- b 芝の養生期間は、フィールドの使用を禁止すること。

- c ライン用パウダーは、エッグパウダー等環境に配慮したものとし、石灰は使用しないこと。
- d 冠水した場合は、在日米海軍側からの水位低下の通知を受けてから 48 時間以内に清掃をし、72 時間以内に清掃を完了すること。なお、72 時間以内に完了できない場合は、市を通して在日米海軍に報告するものとする。

イ 野球場（大）及び野球場（小）

- a 周囲の芝（法面を含む。）は良好な状態を維持すること。
- b 概ね 3 月から 11 月までの間は芝刈りをし、芝の長さは 3.9cm から 7.6cm の間に保つこと。
- c 内野部分については、整地（ブラッシング等）、転圧、表面処理（化粧砂及び塩化カルシウム散布等）、散水等を適宜行うこと。また、土面と芝面については段差が無いように、土入れをする等の維持管理を適宜行うこと。
- d ライン用パウダーは、エッグパウダー等環境に配慮したものとし、石灰は使用しないこと。

ウ テニスコート

備品を除く維持管理は、全てのコートにおいて実施すること。

エ 駐車場（障がい者用駐車場を含む。）

- a 料金精算機、フラップ板、総合満車灯及び付帯設備については、保守点検等を行い、指定管理開始時の性能を維持すること。
- b 日米地位協定対象者等の無料受付等、利用者からの問合せは 24 時間 365 日対応可能とし、問合せ内容に応じた迅速かつ適切な対応をすること。
- c 設備の運用状況について監視（機械監視を含む。）を行い、釣銭不足等のトラブルに対しては、保守担当員を現場へ急行させる等、迅速かつ的確な対応をすること。
- d 設備への不具合が発生した場合は、速やかに点検、修理を行い、市に報告すること。
- e 事故等が発生した場合は、二次災害防止のための措置を講じ、被害者の救助に当たるとともに関係機関、市に連絡し、後日報告書を提出すること。
- f 必要に応じて、場内整理及び清掃を行うとともに、不法投棄、不審物発見時は、速やかに関係機関、市に連絡し、後日報告書を提出すること。

オ 公園管理事務所

- a 放送設備の利用は、緊急の利用者呼び出しや、閉園時間の告知等に限ること。
- b 急病人・けが人等が出た場合の一時待機場所として救護スペースを確保するとともに、救護用ベッド、パーテーション、救急用品、冷却用の製氷機を常備し、対応すること。
- c AED（自動体外式除細動器）を設置すること。
- d エレベーター、スプリンクラー、逆流防止弁、自動ドア等の池子遺跡群資料館を含む建物内の設備の保守点検（法令点検を含む。）を行うこと。
- e 池子遺跡群資料館を含むトイレ、更衣室及びシャワールームは、利用者が快適に利用できるようルールを定め、トイレトペーパー等消耗品の補充と清掃等

を行うこと。

カ トイレ、みんなのトイレ

トイレ及びみんなのトイレの清掃及びトイレットペーパー等消耗品の補充を行い、良好な環境を維持すること。

キ 駐輪場

混雑時は駐輪している自転車の整理等を行うこと。また、駐輪場以外の場所に停めている自転車については、適宜利用者に注意し、駐輪場を利用するように促すこと。

ク 入場ゲート及び 400 メートルトラックゲート

- a 入場ゲートは、本公園の開場、閉場時間に合わせて開閉を行うこと。
- b 400 メートルトラックゲートの保守点検を行うこと。

ケ 池子側トンネル入口

緑地エリア閉園時間中は、カラーコーンを設置する等して、利用者（日米地位協定対象者等を除く。）が入場できないようにすること。ただし、在日米海軍関係車両の通行に留意して通行可能なスペースは確保すること。

コ 看板類

利用者への注意喚起等のための看板を設置する場合は、日本語と英語を併記するとともに、設置前に市及び在日米海軍側の許可を得るものとする。

サ 緑地エリア維持管理への協力

水曜日、土曜日、日曜日、祝日のみ開場する緑地エリアについては、有料公園施設の利用者も通行すること等から、久木側ゲートの開閉等、市の緑地エリア所管部課と連携して維持管理に協力するものとする。

4 第一運動公園プール、小坪飯島公園プール

ア 水質管理

プールの水質管理は法令に基づいて行うこと。

イ 衛生管理

- a 補給水だけに頼らず、ろ過装置やごみ取り用具等を十分に活用し、節水に努めること。
- b 適時清掃を行い、ごみや汚れの無い状態を保つこと。
- c 腐食やカビの発生等が起こらないように注意し、起きた場合は補修又は除去等を行い、清潔に保つこと。

ウ プール用設備の保全

ポンプ類やろ過装置等プール用設備については、適時点検等を行い、不具合や故障を未然に防ぐように努めること。

エ A E D（自動体外式除細動器）

開場期間中はA E Dを常備すること。

V 広報活動

広報は、施設が市民や利用者に直接働きかけて情報を提供したり、双方向に情報交流したりできる活動である。事業やイベントの周知だけでなく、スポーツや健康づくり全般におけるトレンドや方向性について情報提供をしたり、その中で指定管理者はどのように運営していくのか、指定管理者の運営姿勢を市民や利用者に知らせたりできるツールでもある。豊富な情報は、スポーツに興味のない方が施設に足を運ぶきっかけにもなる。施設が市民にとっての様々な「場」となり、幅広い市民との関係性を構築していくためにも、広報活動を重要なものと捉えること。

広報活動は、短期及び中期的な視点から、対象（誰に）、内容（何を）、方法（どのように伝えるか）、使用する媒体と組み合わせ（どの媒体を使うか・組み合わせるかでどのような効果があるか）等を明らかにした計画を立案、策定し、事業計画書に記載すること。実施に当たっては、常に最新の情報に基づいて行うこと。

1 ホームページの管理及び活用

市のホームページの施設関連ページ（「第一運動公園」「池子の森自然公園」「第一運動公園プール」「小坪飯島公園プール」）の管理及び活用をすること。利用案内、施設の紹介、スポーツ教室、最新情報のほか、必要に応じて項目を増やし、内容を充実させること。

また、指定管理者が管理するホームページについても、内容の充実を図り、利用者以外も見たくなる、アクセスしたくなるホームページを目指すこと。情報は常に最新のものに更新し、市のホームページや各ポータルサイト（「えがお」「ナニスル」等）との連携を図ること。

2 SNS等の活用

SNSや動画配信サービスなどの特性を上手く活用して、ホームページでは網羅しきれないこまめな情報発信や双方向の情報交流を行うなどして、有料公園施設への興味・関心・注目を高めることに活かすこと。なお、実施に当たっては、「逗子市ソーシャルメディア利活用ガイドライン」に準じて行うこと。

3 印刷物等の作成と活用

有料公園施設の運営に必要なパンフレット、利用案内等を作成すること。

4 広報ずしへの掲載と活用

「広報ずし」は、市内全戸に配布され、市民が最も身近に接するメディアであることから、施設運営に関するお知らせ等、有効に活用すること。ただし、編集方針等により、内容の変更等について協議を申し入れる場合がある。

掲載を希望する場合は、期日と様式を守って原稿を提出し、校正等も速やかに行うこと。

VI 自主スポーツ事業

有料公園施設の効果的かつ効率的な活用と、市民のスポーツ推進に資する自主スポーツ事業を展開すること。事業内容については「I-2 有料公園施設に求められる役割」に記した内容に基づいて、専門的な人材を確保して企画、実施すること。

1 スポーツ教室

有料公園施設が屋外であることの利点を活かして、幅広い世代を対象に、利用者や市民のニーズを十分に反映させたスポーツ教室を実施すること。

実施に当たっては、スポーツをすることで体力の向上や健康増進につながったと実感でき、一層楽しく継続していけるように、工夫して行うこと。

2 未病センター、総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」との連携

未病センター（市役所、体育館トレーニングルーム内）、総合型地域スポーツクラブ（以下「うみかぜクラブ」という。）と積極的に連携すること。未病センターでのカウンセリングからスポーツ教室への参加につなぐこと。また、スポーツ教室の参加者が、未病センターでスポーツに関連するアドバイスを受けてより効果的にスポーツができる、更に多種目のスポーツを楽しみスポーツのある生活を充実できるようにうみかぜクラブを紹介する等、指定管理者、未病センター、うみかぜクラブの3者が連携することで、相乗効果が見込める健康づくりにつながるような仕組みを構築すること。

3 逗子市スポーツの祭典に関する取組み

総合計画の主な取り組みのひとつである「逗子市スポーツの祭典」については、企画や運営に積極的に参加すること。

4 留意事項

- ア 自主スポーツ事業の実施に当たり、各種助成金、協賛金等を活用することができる。
- イ 指定管理者が自主スポーツ事業の実施のために施設を利用できる時間枠数は、全時間枠（池子の森自然公園は、在日米海軍の使用分を除いたもの。）の20%（共催を含む。）を上限とする。ただし、詳細については協定で定める。

VII 計画及び報告等

1 日報の作成

指定管理業務に関する日報を作成すること。記載項目等については、別途協定に定める。必要に応じて、写真を撮影し、保存すること。

2 事業計画書及び収支予算書の作成

次年度の事業計画及び収支予算を毎年度9月末までに作成し、市に提出すること。事業計画の作成に当たっては、市と協議をすること。記載する内容は、次に掲げるとおり。

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ その他市が必要があると認める書類

3 事業報告書の作成（逗子市都市公園有料の公園施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条）

- ア 前年度の事業報告書を毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成し、提出すること。また、年度の途中で指定を取り消された場合は、その指定を取り消された日から30日以内に、取り消された日までの事業報告書を作成し、提出すること。記載する内容は、次のとおり。
 - a 管理業務の実施状況及び利用状況

- b 利用料金の収入の状況
 - c 管理に係る経費の収支状況
 - d その他管理の実態を把握するために必要なものとして市が指定する事項
- イ 有料公園施設の管理運営の適正を期するため、上記事業報告書のほか、臨時的に報告を求めたり、実地調査又は必要な指示を行う場合がある。

VIII 業務評価

1 自己評価

有料公園施設の指定管理者の業務が、事業計画の達成に向けて適切に行われているか、また市民や利用者にどのように受け止められ評価されているか等を明らかにし、その後の業務の改善と質の向上を図るため、自己評価を行うこと。

- ア 自己評価に当たっては、評価に係る調査の目的、対象、方法、結果分析の仕方、分析結果の活かし方を明確にした上で、定期的な実施により経年変化(改善等による変化)が見えるようにすること。
- イ 自己評価の報告及び改善後の経過等については、「事業報告書」やモニタリングのとき又は適時市に報告すること。

2 モニタリング

ア モニタリングの実施

市は、指定期間中にモニタリングを実施し、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認し、良好な管理運営状況を確保する。

イ 業務の基準を満たしていない場合の措置

市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者に改善等必要な指示を行い、指定管理者は速やかに改善措置を講じるものとする。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

IX 組織及び人員配置

1 組織体制の構築

指定管理者は、指定管理業務全体を適切に実施していくための必要な人材、人員を揃えるとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような組織体制を工夫して構築すること。また、関連法規を順守しつつ、開場時間中、必要なサービス水準を確保できる人員体制を確保すること。

人員配置計画については、事業計画書とともに提出すること。

2 職員への教育

有料公園施設は公共施設であり、そこに従事することは、市民や利用者からは、公に従事することと同義と理解されることもある。常に「市の施設の顔である」ことを十分認識して行動できる人材を配置し、教育すること。サービスに従事する者だけでなく、全ての職員を対象とすること。

3 有資格者等の選任及び配置

ア 第一運動公園プール、小坪飯島公園プール

a 統括責任者（1名）

日本赤十字社又はこれに類する機関が認定する救助員及び救急員若しくは指導員の資格を有し、警備業法に基づく研修を受けた者とする。

業務従事者の監督、指導、管理を行うものとする。

第一運動公園プールに原則として常駐すること。

b 副統括責任者（1名）

統括責任者と同等の資格を有し、警備業法に基づく研修を受けた者とする。

統括責任者を補佐し、業務従事者の監督、指導、管理を行うものとする。

小坪飯島公園プールに原則として常駐すること。

c 監視員

警備業法に基づく研修を受けた者とする。

施設内の安全性が十分確保できる人数を適切に配置すること。

イ 池子の森自然公園

公園管理事務所に、日米地位協定対象者等からの問合せに対応できるよう、英語対応可能な者を常時1名配置すること。

X その他

1 関係法令の順守

指定管理業務を行うに当たり、関係法令等を順守すること。特に次に掲げるものについては十分に注意すること。

また、指定管理期間に新たに制定、改正された関係法令についても、的確に対応をすること。

ア 地方自治法、地方自治法施行令その他行政関連法規

イ 逗子市都市公園条例及び同条例施行規則

ウ 逗子市都市公園有料の公園施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則

エ 逗子市情報公開条例

指定管理者が、指定管理業務を行うに当たり業務上作成又は取得した情報に関する公開手續については、市の指示に従い対応しなければならない。

オ 逗子市個人情報保護条例

指定管理者が、指定管理業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、適切な管理に努めるとともに、収集、利用、提供、廃棄、自己情報の開示請求等の手續については、市の指示に従い対応しなければならない。

指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者等が、正当な理由なく個人の秘密に属する事項を提供したときは、本市職員と同様の罰則が科される。

カ 逗子市暴力団排除条例

有料公園施設の利用者登録、委託業者の選定に当たっては、逗子市暴力団排除条例に抵触しないよう十分留意すること。

キ 逗子市内部公益通報の処理に関する規程

- ク 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法ほか労働関係法規
- ケ 税務関係

指定管理者は、法令に従って適正な納税を行うものとする。

2 守秘義務

指定管理者及びその従事者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために利用してはならない。指定期間が終了した後又は従事者がその職を退いた後も同様とする。

3 文書の管理及び保存等

指定管理者が、指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等は、「逗子市文書管理規則」を参考に、適正に管理及び保存すること。

また、指定管理期間終了時に、市の指示に従い、市又は次期指定管理者に引き渡さなければならない。

4 防火、防災等について

- ア 市の策定する逗子市地域防災計画に沿って対応すること。
- イ 施設の管理を行う上で甲種防火管理者を選任、配置すること。
- ウ 自衛組織を結成し、防火・防災に努めること。
- エ 応急手当、心肺蘇生（A E D：自動体外式除細動器）の訓練を行うこと。
- オ 火災等の緊急事態が発生したときは直ちに初期活動、救護活動を行い、市及び関係機関への通報等を行うこと。

5 環境への配慮

「逗子市環境マネジメントシステムの推進に関する要綱」を参考に、環境に配慮した商品・サービスの購入、ごみの削減及びリサイクルに積極的に取り組むこと。

6 障がい者の雇用促進及び就労支援

障がい者の雇用促進及び就労支援について配慮すること。

7 業務の委託

本業務の基準に示す各業務を委託する場合には、慎重に委託事業者を決定し報告すること。委託事業者が変更になる場合も、速やかに報告すること。

8 保険及び損害賠償の取り扱い

指定期間中は損害保険等必要な保険に加入すること。保険範囲等については、協定に定める。

施設及び設備の設置に起因する損害又は傷害に対する賠償については市が、管理に起因する損害又は傷害に対する賠償については指定管理者がその責めを負う。

9 業務の基準にない事項について

必要な事項は協定に定める。

以上